

令和3年第5回町議会臨時会会議の経過 (11月25日)

議 長 皆さん、おはようございます。ただいまから令和3年第5回山北町議会臨時会を開会いたします。 (午前9時30分)

それでは、初めに町長の挨拶を求めます。

町長。

町 長 皆さん、おはようございます。

本日は令和3年第5回山北町議会臨時会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たり、一言御挨拶を述べさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に見ても、新規感染者が確認されていない県も見られるなど、落ち着いた状況が続いております。本県におきましても、新規感染者数がピーク時に比べ激減しており、先月24日には県から特別措置法に基づく飲食店等の時短要請も解除され、緊急事態宣言以前の日常を取り戻しつつあります。

一方で、海外に目を向けると、ヨーロッパなどでは感染が拡大しており、特にワクチン接種率の低い国において感染者数の増加が確認されております。

本町の全世帯へのワクチン接種率につきましては、11月21日時点で2回接種された方が87.85%となっており、県内でも高い接種率となっておりますが、これから感染症が流行する冬を迎えますので、感染の再拡大を抑え込み、日常生活を充実したものとしていくため、町民の皆様におかれましても気を緩めることなく、引き続き感染防止に努めていただきたいと思います。

さて、昨年度は新型コロナウイルスの影響により中止となりました丹沢湖マラソン大会が、来週28日に参加者を神奈川県民に限定して開催されます。コロナ禍という、これまでとは異なった状況での開催となりますが、感染症対策をしっかりと講じた上で取り組んでまいりますので、参加者の皆さんには、紅葉に彩られたコースを楽しく走っていただきたいと考えております。

一方、我が国の経済状況でございますが、今月15日に内閣府より発表された4月から9月のGDP速報値によりますと、緊急事態宣言で個人消費が低迷したことが最大の要因となり、2四半期ぶりとなるマイナス成長となりました。今後も原油価格の高騰に伴う物価価格の上昇も予想されており、国民

の家計を圧迫する状況が続きそうです。

こうした中、第101代首相に選出された岸田文雄首相は、さきの所信表明演説において、新しい資本主義の実現に向けた新型コロナウイルスの第6波に備えた対応や経済の回復に向けた対策について、早期に取り組む姿勢を表明されましたので、しっかりと国民の声に耳を傾けた上で、効果的な経済対策を講じていただくことに期待するところでございます。

さて、令和3年第5回山北町議会臨時会で御審議いただきます案件は、条例案件2件、令和3年度一般会計特別会計及び水道事業会計の補正予算案件4件、報告案件1件の合計7件を提出させていただきましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

なお、全員協議会におきましては、消防団員の出勤報酬の創設について、ほか2件を御説明させていただく予定でございますので、よろしく願い申し上げます、御挨拶といたします。

議長 臨時会の議会運営について、本日、午前9時から議会運営委員会を開催し、審査を行っておりますので、委員長から審査報告を求めます。

議席番号1番、瀬戸恵津子議会運営委員長。

1番 瀬戸 皆さん、おはようございます。

それでは、議会運営委員会の審査報告を申し上げます。

本日、午前9時から役場401会議室において、議員6名、議長の出席の下、令和3年第5回山北町議会臨時会の運営について審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

提出議案はお手元に配付されておりますように、条例改正2件、補正予算4件及び報告案件1件の合計7案件であります。

審議方法は、本会議即決とし、会期は本日1日限りといたしました。

なお、本会議終了後に全員協議会を開催いたします。

以上で、議会運営委員会の審査報告を終わります。

議長 議会運営に対する委員長の審査報告が終わりましたので、臨時会の会期は委員長報告どおり本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、会期は本日1日限りと決定いたしました。

会議録署名議員に、議席番号6番、瀬戸顯弘議員、議席番号12番、富田陽子議員の2名を指名いたします。

本日の議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、議案第58号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第58号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年11月25日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、令和3年の人事院勧告に基づき、職員の給与を改定するため提案するものです。

詳細については、担当課長から説明いたします。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 それでは、議案第58号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

初めに、議案第58号の説明の前に、令和3年度の人事院勧告の概要を説明させていただきます。お手元に配付してあります資料1、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の概要を御覧ください。①、②は一般職の給与改定の概要を示したものでございまして、条例改正はこれに準じて行うものでございます。

今回の給与改定ですが、ボーナスを引き下げるもので、現行では年間4.45月分の支給のところを、期末手当を0.15月分引き下げて、年間4.30月分とするものでございます。

資料中段の一般の職員の表を御覧ください。

令和3年度の現行の支給月数は12月が1.275月となっておりますが、1.125月に引き下げるものでございます。

なお、令和4年度につきましては改定分の0.15月分を6月と12月に振り分

けて、期末手当をそれぞれ1.20月分とするものでございます。

また、月例給につきましては、民間給与との格差が極めて小さいことから改定は行われませんでした。資料2については、給与期明細書でございますので、後ほどお目通しください。

それでは、条例を説明させていただきます。

山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、山北町職員の給与に関する条例を次のように改正する。

新旧対照表で御説明申し上げますので、1枚おめくりください。

山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表、第1条でございます。

第17条第2項につきましては、一般の職員の期末手当の支給率を定めており、改正後については人事院勧告分の0.15月分に引き下げて、100分の112.5に改めるものでございます。

第3項につきましては、再任用職員の期末手当を定めており、100分の112.5及び100分の62.5に改めるものでございます。

1枚お戻りください。

第2条、山北町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で御説明いたしますので、2枚おめくりください。

山北町職員の給与に関する条例新旧対照表、第2条でございます。

第17条第2項では、令和4年4月以降の期末手当について、今回の人事院勧告による引下げ0.15月分を6月と12月に0.075月分ずつ分割して引き下げるために、100分の120に改めるものでございます。

第3項につきましては、再任用職員の期末手当を定めており、100分の120及び100分の67.5に改めるものでございます。

2枚お戻りください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議

長

説明が終わりましたので、議案第58号について、質疑に入ります。

それでは、質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

質疑がないので、議案第58号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、採決をいたします。

議案第58号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第58号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第59号 山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第59号 山北町一般職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年11月25日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、令和3年の人事院勧告に基づき、任期付職員の給与を改定するため提案するものです。

詳細については、担当課長のほうから説明いたします。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 それでは、議案第59号 山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

初めに、議案第59号の説明の前に、令和3年度の任期付職員に係る人事院勧告の概要を御説明させていただきます。

お手元に配付してあります資料1、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の概要を御覧ください。

③は任期付職員の給与改定の概要を示したものでございまして、条例改正はこれに準じて行うものでございます。

今回の給与改定の概要ですが、ボーナスを引き下げるもので、現行は年間

3. 35月分支給のところを、期末手当を0.1月分引き下げて、年間3.25月分とするものでございます。

資料下段の特定任期付職員の表を御覧ください。

令和3年度の現行の支給月数は12月が1.675月となっておりますが、1.575月に引き下げるものでございます。

なお、令和4年度につきましては、改定分の0.1月分を6月と12月に振り分けて、期末手当をそれぞれ1.625月分とするものでございます。

それでは、条例の説明をさせていただきます。

山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で御説明いたしますので、1枚をおめくりください。

山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例、新旧対照表（第1条関係）でございます。

第8条第2項は、期末手当の支給率について規定されており、改正後の読替規定については、「100分の112.5」とし、支給率については人事院勧告分の0.1月分を引き下げて、「100分の157.5」に改めるものでございます。

1枚お戻りください。

第2条、山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で御説明いたしますので、2枚おめくりください。

山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第2条関係）でございます。

第8条第2項では、令和4年4月以降の期末手当について、今回の人事院勧告による引下げ0.1月分を6月と12月に0.05月分ずつ分割して引き下げるために、読替規定については「100分の120」とし、支給率については「100分の162.5」に改めるものでございます。

2枚お戻りください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年

4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第59号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

質疑がないので、議案第59号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、採決いたします。

議案第59号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第59号は原案どおり可決されました。

日程第3、報告第10号 専決処分の承認について。

令和3年度山北町一般会計補正予算(第7号)について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町議長 報告第10号 専決処分の承認について。

令和3年度の山北町一般会計補正予算(第7号)について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年11月25日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、10月31日執行の衆議院議員総選挙に対応するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

1ページお開きください。

専決処分書。

令和3年度山北町一般会計補正予算(第7号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年10月5日。山北町長 湯川裕司。

2ページをお開きください。

令和3年度山北町一般会計補正予算(第7号)。

令和3年度山北町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところに

よる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,110万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ59億1,363万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

詳細については、担当課長のほうから説明いたします。

議 長  
財 務 課 長

財務課長。

それでは、令和3年度山北町一般会計補正予算（第7号）を御説明させていただきます。

今回の補正予算は10月31日執行の衆議院議員選挙に係る経費を専決処分したものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、17款県支出金を1,110万円増額し、歳出については、2款総務費を歳入と同額を補正するものでございます。

続きまして、事項別に御説明申し上げます。

2ページの一番下段の表を御覧ください。

初めに歳入でございます。

17款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金は、補正額1,110万1,000円を増額するものでございます。

これは、10月31日執行の衆議院議員の選挙費でございます。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。

歳出でございます。

歳出については、2款総務費、4項選挙費、6目衆議院議員選挙費1,110万1,000円の補正でございます。

5ページの説明欄ですが、主なものを御説明させていただきます。

報酬については、開票の立会人、開票管理者の報酬、選挙管理委員会の委員報酬、投票管理者の報酬で、投票立会人の報酬は投票所14か所の立会いと、期日前投票10月20日から30日までの11日間の管理者報酬でございます。

次に、時間外勤務手当については、従事職員の時間外勤務手当でございます。

次の管理職特別勤務手当、これも同様でございますが、こちらは課長クラスの手当でございます。

謝礼金、謝礼品につきましては、投票所やポスターの掲示板の謝礼関係でございます。

次に、普通旅費、委員旅費については、職員や選挙管理委員会の会議、報告の旅費でございます。

次に、消耗品でございますが、これはポスターの掲示板や啓発物品等の消耗品でございます。

次の燃料費については、投票所の灯油代、食糧費につきましては、立会人等の食事代でございます。

印刷製本費については、氏名等掲示の共同印刷でございます。

次の修繕費については、投票用紙交付機の修理代でございます。

次の通信運搬費については、入場券の郵送料でございます。

電話料については、開票所の臨時電話代、投票所の携帯電話11台の電話代でございます。

手数料は、選挙公報の配布の手数料などでございます。

次のポスター掲示板設置撤去業務委託料、これについては、掲示板の設置、撤去の委託料でございます。

次の選挙公報仕分配布業務委託料については、仕分、配布をするための委託料でございます。

次の入場券印刷製本業務委託料は、入場券の印刷等を共同で作成をするものでございます。

保守業務委託料については、国民審査自動読取機、投票用紙交付機について保守業務を委託するものでございます。

次の投票所等借上料につきましては、お礼をする投票所9か所分と、第1投票所としてレンタルハウスを借り上げたものでございます。

携帯電話借上料は11台分で、空調機等使用料については、投票所3か所の空調使用料でございます。

次の施設借上料については、個人演説会を実施する場合の施設の借上料でございます。

エアコンの設置及び仮設電源工事については、第1投票所にエアコンの設置や仮設電源を引く工事でございます。

次の選挙備品購入費については、投票用紙交付機を2台購入するものでございます。

次の会計年度任用職員経費については、期日前投票の会計年度任用職員の経費でございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。

給与費明細書でございます。最初に、1の特別職でございますが、下の比較下の比較の欄で、その他の特別職が66人分118万7,000円増えてございます。

これは、選挙関係の管理者や投票人の立会人の関係でございます。

次の、2の一般職でございますが、1の総括の右から5つ目、職員手当470万7,000円については、選挙関係の従事職員の時間外勤務手当でございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、報告第10号について質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。  
質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、報告第10号を採決いたします。  
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、報告第10号は原案どおり承認されました。  
日程第4、議案第60号 令和3年度山北町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第60号 令和3年度山北町一般会計補正予算(第8号)。

令和3年度山北町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ941万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ59億2,304万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月25日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は人事院勧告に伴う人件費の補正と新型コロナウイルス感染症対策に関わる経費を追加するものです。

詳細については、担当課長のほうから説明いたします。

議 長  
財 務 課 長

財務課長。

それでは、議案第60号 令和3年度山北町一般会計補正予算（第8号）について、御説明申し上げます。

今回の補正予算は人事院勧告及び令和3年4月の人事異動等に伴う支出科目の組替え、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費などを補正するものでございます。

2ページ、3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入については、16款国庫支出金を941万円増額補正するものでございます。

歳出につきましては、1款議会費から13款予備費まで、歳入と同額を補正するものでございます。

次に、事項別明細書で御説明申し上げます。

4ページ、5ページをお開きください。下段の表です。

初めに歳入でございます。16款国庫支出金、2項国庫補助金、8目新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金は、市町村における事業者支援のための交付金で、事業者数などにより交付をされるものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款議会費については、職員 2 名分の人件費で16万1,000円の減額補正で  
ございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費につきましては、特別職ほ  
か職員34名分で、特別職については共生組合負担金が 6 万4,000円の減額、  
職員については34名分の給料、職員手当等共済費をそれぞれ補正するもので  
ございます。

会計年度任用職員経費については、産休・育休代替職員の経費で386万  
6,000円の増額でございます。

一般経費については、退職手当組合負担金の特別負担金で2,370万4,000円  
の増額でございます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

7 目企画費については100万円の増額でございます。

コロナウイルスの関係の事業者支援で、富士急湘南バスがバス利用者の利  
便性を高めるバスロケーションシステムを導入する経費について、松田町、  
大井町とともに助成をするものでございます。

2 項徴税费、1 目税務総務費は、職名 8 名分で、給料、職員手当等共済費  
合わせて20万円の増額補正でございます。

3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費は、職名 3 名分で、給  
料、職員手当等共済費合わせて335万3,000円の減額補正でございます。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費は、職員 1 名分で、給料、職員手当等  
共済費合わせて41万9,000円の減額補正でございます。

次に、3 款民生費ですが、10ページ、11ページをお開きください。

1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費は、職員 6 名分で、給料、職員手当  
等共済費合わせまして870万2,000円の減額補正でございます。

2 目国民年金事務費は、職員 1 名分で給料、職員手当等共済費合わせまし  
て2,000円の増額補正でございます。

4 目老人福祉費は、職員 1 名分で、給料、職員手当等共済費合わせて287  
万6,000円の減額補正でございます。

2 項児童福祉費、3 目保育園費につきましては、職員 7 名分で、給料、職  
員手当共済費、合わせて198万8,000円の増額補正でございます。

12、13ページをお願いします。

5目認定こども園費につきましては、職員14名分で、給料、職員手当共済費、合わせて552万2,000円の減額補正でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、職員8名分で、給料、職員手当共済費、合わせて659万5,000円の増額補正と、消耗品については、抗原検査キット等の消耗品費で、297万円でございます。

2項総務費、1目清掃総務費については、職員7名分で、給料、職員手当共済費、合わせて1,330万4,000円の増額補正でございます。

なお、時間外勤務手当につきましては、熊のパトロールの手当でございます。

4款農林水産業費ですが、14ページ、15ページをお開きください。

1項農業費、2目農業総務費につきましては、職員6名分で、給料、職員手当共済費、合わせて756万4,000円の減額補正でございます。

2項林業費、1目林業総務費につきましては、職員2名分で、給料、職員手当等共済費、合わせまして438万5,000円の増額補正でございます。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費につきましては、職員6名分で、給料、職員手当共済費、合わせまして371万9,000円の減額補正でございます。

2目商工業振興費は682万7,000円の増額でございます。

国の交付金を活用し、持続化支援助成金及び持続化補助金を件数の増により増額をするものでございます。

16、17ページをお開きください。

3目観光費は180万円の増額でございます。

事業者支援として観光協会に会費の一部助成や、抗原検査キットなど、事業者への物品の配付、イベントの感染防止対策などについて助成をするものでございます。

4目商品券特別会計繰出金は、1,528万円の増額でございます。

プレミアム付商品券の発行予定数が伸びたため、プレミアム分を増額補正をするものでございます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費につきましては、職員7名分で給料、職員手当共済費、合わせまして91万円の減額補正でございます。

5項都市計画費、1目都市計画総務費につきましては、職員3名分で、給料、職員手当共済費、合わせて134万7,000円の減額補正でございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、特別職ほか職員10名分で、特別職の共済費、職員の給料、職員手当共済費、合わせて1,138万2,000円の減額補正でございます。

18、19ページをお開きください。

3項山北中学校費、1目学校管理費につきましては、職員1名分で、職員手当共済費、合わせて5万9,000円の減額補正でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費につきましては、職員5名分で、給料、職員手当共済費、合わせて97万2,000円の減額補正でございます。

5項社会教育費、4目生涯学習センター費につきましては、職員2名分で、給料、職員手当共済費、合わせて382万6,000円の減額補正でございます。

20、21ページをお開きください。

13款予備費については、2,016万円を減額補正するものでございます。

22、23ページをお開きください。

給与費明細書でございます。

一般職の会計年度任用職員以外の職員数については、補正後で134人でございます。一般会計分では2人の減となります。全体の職員数は145人でございます。特別会計も1人減となりますので、当初予算に対して3人の減となります。

内訳につきましては、一般会計が134人、国保会計が4人、下水道事業特別会計が2人、介護保険特別会計が2人、水道事業会計が3人となっております。

その他については、後ほどお目通しをいただければと思います。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第60号について、質疑に入ります。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13番石田 13番、石田でございます。

9ページの総務費の企画費なんですけれども、公共交通事業者緊急支援金、

昨年も支援していると思うんですけども、そのときには、バス業界から支援の要請があったということで、3町足並みそろえて支援したというのは御説明をいただいたんですけども、今回の場合は、ロケーションシステムの導入なんですか、このロケーションシステムというのはどういうものなのか、ちょっと御説明いただきたいです。

議 長

企画政策課長。

企画政策課長

バスロケーションシステムについての御質問ですけども、バスロケーションシステムにつきましては、GPSを用いまして、バス車両のリアルタイムな位置情報を収集いたしまして、利用者へのバスの運行状況、遅延時間、あるいは乗車密度等をスマートフォンやパソコンで提供するほか、バス事業者の運行管理に活用するシステムでございます。

このシステムを導入することによりまして、悪天候時や遅延等におけるバスの待ち時間等のいらいら感等を軽減させるほか、あるいは、バスのお客さんの乗っている密集状況等も分かりますので、効果的な運行管理が期待できるというシステムでございます。

議 長

石田照子議員。

13 番 石 田

それでは、これはコロナによって利用者が減少したために、公共交通を維持するための支援ではなくて、安全対策というようなことなのかなと思うんですけども、これは、いつから一般の町民、利用者にも、多分、スマートフォンか何かに配信されるんだと思うんですけども、どのような方法で利用できるような状況になるのでしょうか。

議 長

企画政策課長。

企画政策課長

富士急湘南バスのほうでは、来年度から一般的なお客さんが使えるような形で整備を進めるような予定になってございます。

それと、このシステムにつきましては、箱根登山バス、あるいは神奈中バス、伊豆箱根バス、こちらのバス会社のほうでは、もう既に導入をしております、実際に運用している状況で、富士急湘南バスについては、これまでも運用してなかったもので、ここで導入するというような形になってございます。

それと、利用者の利便性を高めるというのが一番の効果だとは思いますが

れども、当然ですね、バスのお客さんの乗っている密集状況、お客さんの混雑具合等も、スマートフォンから確認できますので、コロナの関係の、感染症の関係の対策にも十分効果があるというふうに認識をしております、実際に、こちらの補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらを活用して補助するというような形になってございます。

議 長 よろしいですか。

11番、堀口恵一議員。

11 番 堀 口 11番、堀口です。

7ページの下の方ですけども、会計年度任用職員（パートタイム）経費として、386万6,000円計上されていますけど、説明では、育休ほかあったかと思えますけども、育休等の該当人数と、取得日数等……。

議 長 堀口議員、起立をお願いします。

11 番 堀 口 失礼しました。

育休等の該当人数と、取得日数、それをお願いいたします。

議 長 総務防災課長。

総 務 防 災 課 長 こちらのパートタイムの経費なんですけど、当初予算では1.5人分計上しておりました。

この1.5人の0.5、6か月分が産休対応ということで考えておりました。それが年度が始まりまして、職員不足等がありまして、全部で4.5人分となりました。この増えた3人分なんですけど、そのうちの6か月分が、また新たな産休の方に係るものでございます。

11 番 堀 口 分かりました。

議 長 よろしいですか。

ほかに質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13 番 石 田 先ほどの質問の3問目が思いつかなかった。今、ちょっと思いつきましたので。3問目ということで、これ、最後に質問しますけれども、そうしますと、富士急湘南バスが令和4年から始めるということになりますと、あまり必要ないのかなと思うんですけども、循環バスなども対象になるということ

为什么呢。

議長 企画政策課長。

企画政策課長 町内循環バスにも取り入れる計画になってございます。

議長 長 ほかにも質疑のある方はどうぞ。

9番 府川 9番、府川輝夫議員。

確認をさせていただきたいと思うんですけども、今回、歳入については、全額コロナウイルスの関係の国庫金ということでありますので、当然、17ページの upper part、商品券の関係の繰出しは、その財源をそのまま使っているという解釈で確認をさせていただきたいと思っておりますけど、よろしいでしょうか。

議長 長 財務課長。

財務課長 国庫支出金関係でございますけども、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、あくまでも事業者への直接支援というのが大前提となっております。従来、県のほうが支援していたものの市町村版という捉え方をさせていただければいいと思うんですけども、商品券の場合は間接的な助成になってしまいますので、これは、この交付金のQ&Aについても、該当はしないという形で指示をいただいておりますので、今回、商品券のプレミアム分については、この交付金は該当はしておりません。

以上でございます。

議長 長 府川輝夫議員。

9番 府川 9番 府川 そうですと、町の持ち出しということでよろしいでしょうか。

議長 長 財務課長。

財務課長 今回の補正については、町の一般財源を充当しているということでございます。

議長 長 ほかにも質疑のある方はどうぞ。

質疑のある方はいらっしゃいませんか。

それでは、質疑が終わりましたので、議案第60号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 長 御異議ないので、採決いたします。

議案第60号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

- 議 長 挙手全員。よって、議案第60号は原案どおり可決されました。
- 日程第5、議案第61号 令和3年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。
- 提案者の説明を求めます。
- 町長。
- 町 長 議案第61号 令和3年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第2号)。
- 令和3年度山北町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
- 歳出予算の補正。
- 第1条、歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算金額は、「第1表、歳出予算補正」による。
- 令和3年11月25日提出。山北町長 湯川裕司。
- 提案理由でございますが、今回の補正予算は人事院勧告等に伴う人件費の補正をするものです。
- 詳細については、担当課長のほうから説明いたします。
- 議 長 上下水道課長。
- 上下水道課長 それでは、議案第61号 令和3年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、御説明いたします。
- 4ページ、5ページをお開けください。
- 歳出と補正予算。
- 事項別明細書の2歳出でございます。
- 2款事業費、1項下水道整備費、1目排水設備費につきましては、人事院勧告と人事異動に伴い、120万円を増額するものでございます。
- 内訳としましては、2節給与費が、給料が職員2名分で、91万1,000円の増額で、3節職員手当が5万7,000円の減額、4節交際費が36万4,000円を増額とするものでございます。
- 4款予備費につきましては、120万円を減額するものでございます。
- 6ページ、7ページは、給与費明細書となりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第61号について質疑に入ります。

それでは、質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

質疑がないので、議案第61号について、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。

議案第61号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第61号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第62号 令和3年度山北町商品券特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第62号 令和3年度山北町商品券特別会計補正予算(第3号)。

令和3年度山北町の商品券特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万5,290円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億5,196万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月25日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は、プレミアム付商品券に関する経費の補正をするものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

大変申し訳ありませんでした。金額を間違えてしまい、第1条のところは4,529万円でございます。よろしく願いいたします。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 それでは、議案第62号 令和3年度山北町商品券特別会計補正予算(第

3号) について、御説明いたします。

9ページ、10ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、1款財産収入及び3款繰入金として、4,529万円の増額補正で、補正後の予算額は1億5,196万9,000円とするものでございます。

次に、歳出につきましては、1款の商品券売払費を歳入と同額の4,529万円増額するものでございます。

11ページ、12ページを御覧ください。

事項別明細書での御説明になります。

歳入でございます。1款1項1目物品売払収入につきましては、プレミアム付商品券の売払収入でございますが、7月の臨時議会時において御説明させていただいた販売予定冊数1万2,000冊を大幅に上回り、9月の1日から22日までの間で、予約受付に際しまして、最終的な申込み冊数が1万8,002冊となりました。これを受け、6,002冊分に係る商品券の売払収入として、3,001万円を計上しているものでございます。

次に、3款1項1目の一般会計繰入金でございますが、プレミアム付商品券の販売に係る事務費及びプレミアム率となる50%相当額の1,500万5,000円で、1,528万円を計上しております。

歳出でございます。1款1項1目商品券売払費につきましては、総額4,529万円を増額するものです。

まず、商品券売払事業として、同額4,529万円を計上しております。

こちらの内訳でございますが、事業費につきましては、プレミアム付商品券の増刷に係る印刷製本費でございます。

償還金利子及び割引料については、プレミアム付商品券の換金代金でございます。

商品券の追加売払収入の額3,001万円と50%プレミアム相当額であり、1,500万5,000円の合計額、4,501万5,000円でございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第62号について質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

9番、府川輝夫議員。

9 番 府 川 今の担当課長の説明ですと、1万2,000冊を、当初予算化して販売し出したら、結果的には1万8,002冊になったから、このオーバーした部分をこの補正予算で何とかしたいということによろしいのでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 はい、そのとおりでございます。

議 長 府川輝夫議員。

9 番 府 川 先ほど、一般会計のほうをあまりやると全体が動かないと思ひまして、そこでは確認したんですけれども、この1,528万ですか、これは町の持ち出しということでした。

そして、この事業をやってから、こういう補正予算だということの説明を、ちょっとしていただけますでしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 補正予算というのは、本来、1万2,000冊が1万8,000になったということで、その段階で、当然かけなきゃいけないことなんですけど、時間的な面等ありまして、専決処分したらどうなのかということもありました。

議長とも相談させていただいたんですが、一応、専決処分というのは、もう山北町の場合は、選挙の関係、災害の関係とか、コロナウイルスの感染症の対策とか、限られたものしか専決処分をする予定はございませんので、その辺は、町長ともいろいろ調整させていただいて、このような方法を取らせていただいたので、ぜひとも御理解いただきたいということでございます。

議 長 府川輝夫議員。

9 番 府 川 このプレミアム商品券、今年度のやつは、確認いたしますけれども、町の経済を回すことが目的なのか、町民支援が目的なのか、町の事業者支援が目的なのか、あるいはそれ以外の、こういう目的もあるよと、今、私が言ったようなことの中で、町民が一番、これが効果があったと、あるいは事業者が、こういったことで効果があったと、その情報を、あればお聞かせ願いたいと思います。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 今回のプレミアム商品券ですが、発行に際しての目的をちょっと御説明

させてもらいますが、コロナウイルスの感染症の影響が長期化していることを受けて、町民の生活を支援するため、また、消費を喚起して、地域経済を活性化するために発行したのが、今回のプレミアム商品券でございます。

今回ですね、プレミアム率としましては過去最大のパーセンテージ、50%というものでしたが、これに関しては反響は非常に大きいと考えております。

現状で申しますと、今までの、令和2年度の実績を申しますが、小田原、すみません。岸地区にある2店舗ですね、大きな大型店、2店舗ありますが、あちらがメインという形の認識をしておりました。

今回にいたしましては、建設事業者であったりとか、要は工事関係ですね、そういったところまで、ちょっと波及しているというのも見受けられまして、今回のプレミアムは非常によかったです。

さらに、町民のほうからですね、事業者さんに、プレミアムをやってくれないのという形の声かけをされて、新たに新規登録をされたという事業者さんも複数おられますので、今回は、非常に波及効果があるのかなと考えております。

以上です。

議 長 府川輝夫議員。

9 番 府 川 今回はね、今までと違って、例えば家族5人いれば5人分のトータルで商品券を購入できると。

例えば、私が一番、町民から聞いたり、反省しなくちゃいけないなど個人的に思っているのは、業者支援については、今、課長が答えられたように、以前よりも幅広く支援ができた、これはいいと思うんですよ。

しかし、やっぱりお金のない町民は、プレミアム買おうと思っても、買う余裕がないわけですよ。そうすると、どっかの家族に集中しているわけですよ。

そうすると、その家族、富裕層とまでは言わないかもしれませんが、本来、支援がほしい町民じゃないところの支援に回っちゃって、ああ、タイミングがいいから、こんな大きなものを買おうと、これは、コロナの支援ではなくて、単純に町を動かす支援であれば、僕はそれでいいと思うんですけども、コロナの支援であれば、やっぱり弱い、弱者の家族、家庭に支援が回

らなければ、本来意味がないのかなと。

100%意味はないと言いません。事業者には意味があったし、お金持ちにも意味があったかもしれませんが、心細い、今日を生き抜くための人は、使いたいけども、これ、ちょっと取っておかなきゃいけないねというようなことじゃないかなと思います。

その辺について、考え方をお聞かせ願いたいと思います。

議 長  
町 長

町長。

プレミアム付商品券だけがね、コロナ対策ということではございません。国のほうでも、我々でも、いろいろな自治会向け、あるいは企業向け、そして18歳以下、あるいは生活困窮者、そういった方には、そういう支援を別にしてるわけです。

ですから、必ずしも、このプレミアム付商品券が全ての人に均一に行き渡る、あるいは、そういう、今、府川議員がおっしゃったような、例えば、預金とか何かはない方に行き渡らないんじゃないか、そういうことは、当然あるというふうに思いますけども、それは、いろいろな政策の中でやっていくものですから、国のほうでも町のほうでも、様々なコロナ対策を今までしてきましたし、また、これからも第6波とかそういうところでは、やっていかなければいけないというふうに思いますけど、そのように、生活に苦しい方には、そういうような特別に支援をしていこうというふうに考えております。

議 長

ほかに質疑のある方はどうぞ。

8 番 清 水

8番、清水明議員。

8番、清水でございます。

ただいまのところの商品券の話ですが、当初は1万2,000ということで募集をかけた。で、最終的には1万8,002になったということですが、この増えたものは、当然ながら要望があったということですが、よし、じゃあ増やそうとした、その町の考え方についてお伺いしたいです。

議 長  
町 長

町長。

当初、去年に3割の商品券をやりました。

なかなか伸びなかった、そういうような関係で、若干5割にしたんですけ

ど、どのように、もし、それ以下なら、12,000を用意して、低いのか、若干、超えるのか、その辺は、正直言って判断はつきませんでした。

しかし、やったところが、皆さん買われて、申込みをされて、実際には当初のときですと1万2,000冊から1回目の募集とか、いろいろ来たんですけど、1万4,000ぐらいまで行きそうだというような情報がありました。

そのときに、どういうふうにするか、これ以上増えたとき、どこかで切るのか、あるいは皆さんに減らしていただくのか、いろんな方法があるんじゃないかというふうに思いましたが、しかし、やはり、こういったようなコロナで経済対策、あるいはまた皆さんからそれだけの要求が大きいことについては、できるだけ何とかして町で応えたいということで、今回、1万8,000冊ですか、それを結論にさせていただきました。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 8 番、清水でございます。

1万8,002になったということですが、これはもう申込みがそこで切れたということでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 今回の受付に関しましては、9月の1日から9月の22日までの期間という形で、もともと告知をさせていただいておりました。

今、確認させてもらったところでも、9月の13日の段階ですね、13日の段階で、もう1万2,000冊を超してしまったと。で、そういったのもございまして、途中から、当然、進捗状況につきましては、町長にも御報告をさせていただきながら対応策を検討したところでやってきたところですが、先ほど町長が御答弁いただいたとおりの内容で、今回は1万8,002冊の部分、途中から増刷のほうに動きましようという形のほうに動いたという形になっております。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 私が聞きたかったのは、要は多く出たということは、それだけ町民が恩恵を被った、とてもいいことだと思うんです。

ただ、その当初1万2,000で応募かけた。で、要望が強いから増やしたということで、そうすると、もっと、そういう要望があったのか、なかったの

かということが聞きたかったということです。

ただ、日にちで切ったということであれば、もうちょっと要望があったのかなと思うんですが、今後、またこういうことが多分企画されると思います、町の人のために。そうした場合に、では、前はこうだったから、じゃあ、また大丈夫かなというふうなことが町の人は思うんじゃないかと思うんですが、その辺については、今後、今、この時点でどういうふうに考えておられるか、お答えいただきたい。

議 長 町長。

町 長 今後、どういうふうに第6波とか、そういうようなことがあるかも分かりませんが、基本的に、プレミアム率が3割より5割のほうが、皆さん、要望が強いということは分かりましたので、これを参考に、もし、やるのであれば、さらに増えても大丈夫なようなことを考えていきたいというように思っております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

9番、府川輝夫議員。

9 番 府 川 改めて、予算化の必要性、予算審議の必要性、最近あんまりそういうことを言わなくなりましたが、前の議員だと議会軽視ではないかみたいなことも。

じゃあ、何でも窓口、間口を広げれば良いというような考えでこれからやると、少なくとも町のお金を1,500万でしたっけ、使っているわけですよね。

これが国からのとか、町が負担ないんだよということになると、若干、考え方も違うのかなと思いますけども、審議をする必要性とか、予算化をした必要性とかについて、ちょっと疑義を感じますけども、その辺はいかがなんでしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 商品券につきましては、最初に、最初って、かなり1回目のときにやったときに、1万4,000冊、たしか予算化させていただきました。

第1回目のそのとき8,000冊しか売れなかった。最終的に、1万2,000ぐらいになったんですかね。ですから、それを2回目のときに、今回なんですけど、

ちょっと、その辺も加味した中で、1万2,000という数を出したんですが。これは、本当に、府川議員の言われることはもっともなんですが、ただ、やっぱり町民支援という形の中で、いろんな町の中のを支援するというところで。ただ、多くあげちゃった、安全に見過ぎた、非常にそれ、微妙なところがありますので、こういうことはないように、今後も気をつけて、できるだけ議会のほうにもうやっちゃったからしょうがないんだということじゃなく、しっかりと取り組んでいかなきゃいけないというふうに感じています。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、議案第62号について、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。

議案第62号について、原案に賛成者は挙手願います。

(多数挙手)

議 長 挙手多数。よって、議案第62号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第63号 令和3年度山北町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第63号 令和3年度山北町水道事業会計補正予算(第1号)。

総則。

第1条、令和3年度山北町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

収益的支出。

第2条、令和3年度山北町水道事業会計予算(以下「予算」という)。第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第1款、科目、水道事業費用、既決予定額1億9,784万6,000円、補正予定額ゼロ円、計1億9,784万6,000円。

第1項、水道営業費用1億8,626万2,000円、補正予定額21万1,000円、計1億8,647万3,000円、第3項水道予備費112万9,000円、補正予定額マイナス

21万1,000円、計91万8,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費。既決予定額2,457万2,000円、補正予定額21万1,000円、計2,478万3,000円。

令和3年11月25日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は、人事院勧告等に伴う人件費の補正をするものであります。

詳細については、担当課長から説明いたします。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

それでは、議案第63号 令和3年度山北町水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

予算書の3ページ、4ページをお開きください。

収益的支出でございます。

1款水道事業費用、1項水道営業費用、3目総係費につきましては、人事院勧告、人事異動に伴い、21万1,000円を増額するものです。

内訳としましては、2節給料が3名分で28万8,000円を増額、3節手当等が14万9,000円の減額、5節法定福利費が7万2,000円を増額するものでございます。

3項水道予備費につきましては、21万1,000円を減額するものでございます。

5ページにつきましては、給与費明細書ですので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上になります。

議 長

説明が終わりましたので、議案第63号について、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

質疑がないので、議案第63号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議がないので、採決いたします。  
議案第63号について、原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第63号は原案どおり可決されました。  
以上をもちまして、令和3年第5回山北町議会臨時会の議事日程を終了しましたので、閉会といたします。

なお、全員協議会は10時55分から401会議室で開催いたしますので、よろしくお願いたします。 (午前10時43分)